

出願商標「東京維新の会」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 26(行ケ)10092・平成 26 年 9 月 11 日（1 部）判決〈請求棄却〉

## 【キーワード】

政党の名称（商標法 4 条 1 項 6 号），判断の基準時（査定時，審決時）

## 【事 実】

### 第 1 請求

特許庁が不服 2012-18712 号事件について平成 26 年 2 月 25 日にした審決を取り消す。

### 第 2 前提事実

#### 1 特許庁における手続の経緯（審決謄本送達の日を除いて争いが無い。）

原告 X は，平成 23 年 12 月 16 日に，「東京維新の会」の文字を標準文字で表してなる標章について，第 41 類「技芸，スポーツ又は知識の教授，セミナーの企画・運営又は開催，教育研修のための施設の提供，電子出版物の提供，書籍の製作，放送番組の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）」を指定役務として，商標登録出願（以下「本願」という。）をしたものの，平成 24 年 8 月 16 日に拒絶査定を受けたため，平成 24 年 9 月 25 日に拒絶に対する不服の審判を請求した。

特許庁は，上記請求を不服 2012-18712 号事件として審理をした上，平成 26 年 2 月 25 日，「本件審判の請求は成り立たない。」との審決をし，その謄本を，同年 3 月 15 日，原告に送達した（送達日については乙 1 により認められる。）。

#### 2 審決の理由

審決の理由は別紙審決書写しのとおりである。その要旨は，東京維新の会は，平成 24 年 9 月 27 日に設立された地域政党であって，少なくとも東京都及びその周辺地域に広く認識されているといえるものであり，同政党を表示する標章である「東京維新の会」の文字についても，少なくとも東京都及びその周辺地域に広く認識されているから，標章「東京維新の会」は，公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものであり，これと同一又は類似の商標である本願商標は，商標法 4 条 1 項 6 号に該当し，登録することができない，商標法 4 条 1 項 6 号の判断の基準時は，拒絶査定に対する審判が請求されたときには，査定の事情にかかわらず，審決を基準時として判断されるというものである。

## 【判 断】

当裁判所は，審決の結論に誤りはなく，審決を取り消すべき理由はないもの

と判断する。その理由は、以下のとおりである。

#### 1 本件における商標法4条1項6号の登録阻却事由の判断の基準時について

商標法4条1項には、「次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。」と定められ、登録を受けることができない事由として1号から19号までが定められている。そして、同条3項には、「第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であっても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。」と定められている。

これらの規定によれば、商標法4条1項6号については、同条3項により、出願時においても登録阻却事由が存在することが求められていないから、通常の場合は、査定時において登録阻却事由の存在が認められれば同号に該当するものと解される。

しかし、拒絶査定に対する審判が請求された場合には、審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においてもその効力を有するものとされ（商標法56条、特許法158条）、審査と拒絶査定不服審判とは続審の関係にある。このように審判が続審の手続であることから、審査段階で提出されていなかった新たな資料も補充して、審査官の判断の当否が決定されることになる。

その上、続審であることからすれば、審判において、査定時における処分の理由とは異なる理由により判断することも、拒絶理由通知等の手続的要件を履行する限りにおいて、可能であるというべきである。

これを、本件についてみると、特許庁における手続の経緯は、次のとおりである。

本願に対して、審査官は起案日を平成24年5月10日、発送日を同月18日とする拒絶理由通知（甲2）を発した。その拒絶の理由は、東京維新の会を本願の指定役務（第41類技芸・スポーツ又は知識の教授等）に使用した場合には、一私人である出願人が政治団体と何らかの関係があるが如く需要者が誤認をするおそれがあり、かつ、商取引の秩序を害するおそれがあるから、本願商標は、商標法4条1項7号に該当するというものであった。同年8月16日起案、同月24日発送の拒絶査定における理由も同様であった（甲4）。

そこで、原告が不服審判を申し立てたところ、審判体は、平成25年4月9日を起案日、同月12日を発送日とする拒絶理由通知を発し（商標法55条の2、15条の2。甲6）、拒絶の理由は、本願商標は商標法4条1項6号に該当するというものであった。これに対し、原告は、同年5月21日、意見書を提出したが（甲7）、本件審決に至った。

この手続の経緯からみれば、審査官は商標法4条1項7号の拒絶理由通知を発していたのに対し、審判体は同条1項6号という拒絶査定理由とは異なる新たな拒絶理由を発見し、新たな拒絶理由通知を発した上で、異なる拒絶理由に基づいて審決をしたものである。

そうすると、審査官においては商標法4条1項6号の拒絶理由の存否につい

ては全く判断をしておらず、審決において初めて同号の拒絶理由の存否について判断したものであるから、このような場合、審査官の拒絶査定において全く判断の対象とならなかった商標法4条1項6号の判断について、査定時を判断の基準時とする合理性はない。むしろ、同号について初めて特許庁としての判断が示された審判時をもって、判断の基準時とするのが合理的である。

そうすると、審査と拒絶査定不服審判とは続審の関係にあり、本件のように審判において新たな拒絶理由通知が発せられ、審査とは異なる拒絶理由について判断されることもあることを考慮すると、拒絶査定不服審判の審決における商標法4条1項6号の判断の基準時は審決時となるというべきである。本件において審決時を基準時とすべきであるとした審決の判断に誤りはない。

## 2 商標法4条1項6号該当性について

### (1) 事実関係

証拠（甲9，乙4～12）によれば、以下の事実が認められる。

Aら当時の東京都議会議員3名は、平成24年9月10日、東京都議会の新会派として東京維新の会を設立し、議員改革や脱原発依存などを目指すとした「東京都版維新八策」を公表した。設立会見には、大阪市特別顧問で、当時日本維新の会の次期衆議院議員選挙の候補と目されていたD前杉並区長も出席し、大阪維新の会との連携の深さもにじませているものと報道された。

同会派のA都議らは、同月27日、地域政党東京維新の会を立ち上げ、東京都選挙管理委員会に届け出るとともに、大阪維新の会とも連携し、日本維新の会の傘下に入って、その東京支部として次期衆議院議員選挙に向けた政治活動をする と報じられた。

そして、東京維新の会の東京都選挙管理委員会へ政治団体としての届出が、同年10月31日発行の東京都公報において公示された。

東京維新の会は、同年11月に、D前杉並区長（同年12月、日本維新の会所属として第46回衆議院議員選挙に当選）が代表に就任し、日本維新の会と選挙協力を進める協定書を締結し、同党の友好団体として協力関係を築いた。平成25年1月21日には、D代表が日本維新の会の東京都支部長となり、東京維新の会所属の都議会議員2名が同年夏の東京都議会議員選挙における日本維新の会の候補として公認されることとなった。

また、同年3月28日には、東京維新の会所属の都議会議員数は、民主党を離党したE都議が東京維新の会に入会したことにより3名となった。

以上のような東京維新の会の活動状況は、朝日新聞、読売新聞、産経新聞といった全国紙において、たびたび報じられていた。

しかし、同年12月2日、東京維新の会は解散し、平成26年3月17日、東京都公報にその旨が掲載された。

### (2) 判断

以上の事実関係に基づいて、商標法4条1項6号該当性について判断する。

前記1で判断したとおり、商標法4条1項6号の判断基準時は、本件におい

ては審決時というべきである。

日本維新の会が多数の国会議員を擁する全国政党であることは公知の事実であるが、東京維新の会は、日本維新の会の友好団体として協力関係を築いていた政党であると認められる。そして、東京維新の会は、地域政党であって、東京都議会議員を擁し、代表者であるDは日本維新の会の東京都支部長を務めており、政治団体として東京都選挙管理委員会へ届け出ており、その活動状況は新聞各紙においてたびたび報じられていたのであるから、東京維新の会は、少なくとも東京都においては著名性を有する団体であったと認められる。

審決時である平成26年2月25日の時点において、東京維新の会は解散していたものと認められるが、その旨が東京都公報に掲載されたのは、審決後の平成26年3月17日のことであり、また、上記のような東京維新の会と日本維新の会との関係を考えるならば、「東京維新の会」の標章は、東京維新の会の解散後においても、当面は、その出所の混同を防止するために、同一又は類似の商標の登録を妨げるべき事由となるべきものである。

以上によれば、「東京維新の会」の標章は、公益に関する団体であって営利を目的としないものであり、かつ著名性を有する政治団体である東京維新の会を表示するものと認められるから、本願商標が商標法4条1項6号に該当するものとした審決の判断に誤りはないものというべきである。

### 3 結論

以上のとおり、原告の請求には理由がないから、これを棄却する。

#### 【論 説】

1. かつて、わが国の政党名の一となっていた「東京維新の会」は、その名称通り商標登録出願を、第42類中の役務を指定して行ったことに対する事案であるところ、この分類には政党団体の政治活動は含まれていないから、出願人の意図は不明であるし、あえて商標登録をしなければならぬ事情は存在しないだろうから、無意味な出願といわねばならないと思い、出願人Xとは誰なのかを調査したところ、有名な発明家の中松義郎さんであることが判った。

これに対して特許庁審判部は、本願商標に対し、商標法4条1項6号に規定する営利を目的としない公益に関する団体を表示する標章であり、著名なものと同一の商標に該当すると認定し、拒絶査定を支持した審決をしたが、妥当であり、裁判所もその判断を是認したのである。

ただ特許庁において審査部では、法4条1項7号（公序良俗違反）を適用して拒絶していることに注目すべきであるが、審決の判断の方が妥当であろう。

2. この認定、判断は、次の「日本維新の会」についても同様であるところ、妥当である。

それにしても、このような名称について商標登録出願をした個人も代理人も、商標法や商標登録制度の趣旨を理解していないのだろうか。

3. その後、この会名は「日本維新の会」と全国組織のものと変更されているが、政党の名称は、2つの政党が合併して「維新の党」として9月22日に正式に発足している。しかし、政党名は、商標法の登録対象となるものではないし、新しい政党の代表は中松さんではない。

〔牛木 理一〕